

第92期 決算公告

名古屋市東区葵二丁目12番8号
名鉄NX運輸株式会社
取締役社長 吉川拓雄

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,624	流 動 負 債	47,824
現 金 及 び 預 金	31	営 業 未 払 金	4,978
受 取 手 形	1,438	短 期 借 入 金	34,396
営 業 未 収 金	8,910	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,569
貯 蔵 品	366	未 払 金	897
前 払 費 用	411	未 払 法 人 税 等	151
短 期 貸 付 金	6,870	未 払 費 用	2,004
未 収 入 金	804	預 り 金	370
そ の 他	34	契 約 負 債	580
貸 倒 引 当 金	△244	そ の 他	2,876
固 定 資 産	85,844	固 定 負 債	26,479
有 形 固 定 資 産	70,867	長 期 借 入 金	16,325
建 物	13,443	退 職 給 付 引 当 金	7,324
構 築 物	1,726	資 産 除 去 債 務	422
機 械 及 び 装 置	280	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,076
車 両 運 搬 具	22,617	そ の 他	331
工 具 器 具 及 び 備 品	656		
土 地	32,085		
リ ー ス 資 産	51		
建 設 仮 勘 定	5		
無 形 固 定 資 産	898		
借 地 権	134	負 債 合 計	74,304
ソ フ ト ウ ェ ア	750	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	14	株 主 資 本	27,229
投 資 そ の 他 の 資 産	14,078	資 本 金	100
投 資 有 価 証 券	835	資 本 剰 余 金	13,963
関 係 会 社 株 式	8,095	資 本 準 備 金	4,497
長 期 貸 付 金	41	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,466
差 入 保 証 金	1,431	利 益 剰 余 金	13,165
繰 延 税 金 資 産	3,513	利 益 準 備 金	43
そ の 他	188	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,121
貸 倒 引 当 金	△ 29	資 産 圧 縮 積 立 金	482
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,639
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,935
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	294
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,641
		純 資 産 合 計	30,164
資 産 合 計	104,468	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,468

損 益 計 算 書

[2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		66,054
売 上 原 価		67,821
売 上 総 損 失		1,766
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,579
営 業 損 失		4,346
営 業 外 収 益		435
受 取 利 息 及 び 配 当 金	295	
そ の 他	139	
営 業 外 費 用		236
支 払 利 息	141	
そ の 他	95	
経 常 損 失		4,148
特 別 利 益		1,750
固 定 資 産 売 却 益	108	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,510	
そ の 他	131	
特 別 損 失		94
固 定 資 産 処 分 損	30	
撤 去 費	63	
税 引 前 当 期 純 損 失		2,492
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		151
法 人 税 等 調 整 額		△ 376
当 期 純 損 失		2,266

〔個別注記表〕

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

(2) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

① 2007 年 3 月 31 日以前に取得したもの
旧定額法

② 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの
定額法

なお、取得価額 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却をする方法を採用しております。

また、2007 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から 5 年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき期末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することにしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、物流関連事業を主な事業内容としており、顧客との運送契約に基づいて、顧客より運送を受託した荷物を、顧客が指定する荷受人へ配達する履行義務を負っております。当該履行義務の充足に伴って収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートを控除した金額で測定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

区分	金額
一定の期間にわたり移転されるサービス	
東部地域	30,236
中部地域	16,912
西部地域	14,123
顧客との契約から生じる収益	61,272
その他の収益	4,781
売上高	66,054

(注) 東部地域…東北、北関東、東京、南関東
中部地域…東海、甲信越
西部地域…近畿、中国

2. 収益を理解するため基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

- ・繰延税金資産 3,513百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,277百万円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

建物の取得原価から5百万円控除されております。

3. 関係会社に対する金銭債権・債務
- 短期金銭債権 8,057百万円
- 短期金銭債務 10,608百万円

4. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

- 北陸名鉄運輸(株) 18百万円
- 名鉄ゴールデン航空(株) 10百万円

5. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
- ・再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 5,128百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	売上高	11,025百万円
	仕入高	15,440百万円
	その他の営業取引	86百万円
	営業取引以外の取引高	290百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末の発行済株式の総数

普通株式 20株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

2024年6月7日開催の第91回定時株主総会決議による配当に関する事項

①配当金の総額	139百万円
②配当原資	利益剰余金
③1株当たり配当金額	27,984,251円
④基準日	2024年3月31日
⑤効力発生日	2024年6月7日

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生主な原因は、減価償却超過額、退職給付引当金等であります。
なお、上記の他に再評価に係る繰延税金負債を計上しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
(子会社)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	信州名鉄運輸(株)	所有 直接 100%	運送の委託・受託、資金の貸付・借入	資金の貸付及び借入 (注1)	304	短期借入金	2,458
子会社	MUマネジメント(株)	所有 直接 100%	賃借料の支払・資金の貸付・借入	資金の貸付及び借入 (注1)	-	短期貸付金	5,785
子会社	四国名鉄運輸(株)	所有 直接79.81%	運送の委託・受託、資金の貸付・借入	資金の貸付及び借入 (注1)	218	短期借入金	3,245

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステムによる取引が含まれており、取引金額については資金の貸付残高及び借入残高の純増減額を記載しております。
貸付及び借入利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(兄弟会社等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)名鉄マネジメントサービス	なし	資金の貸付・借入	資金の貸付及び借入 (注1)	7,868	短期借入金	16,500
				利息の支払(注1)	45	短期貸付金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステムを利用しており、取引金額については資金の借入残高の純増減額を記載しております。
貸付及び借入利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、資金の借入に対して担保提供はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、当社の兄弟会社でありグループファイナンス事業を営む(株)名鉄マネジメントサービス及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額269百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び営業未収入金」、「電子記録債権」、「支払手形及び営業未払金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	566	566	—
(2) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	17,894	17,353	541

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

その他有価証券 566 百万円はすべて上場株式であり、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,508,236,473円	05銭
1株当たり当期純損失	139,640,773円	86銭

* (注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純損失を算定しております。

(企業結合に関する注記)

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①相手企業の名称及び取得する事業の内容

相手企業の名称 日本通運株式会社

取得する事業の内容 特別積合せ運送事業

②企業結合を行った主な理由

これまで特別積合せ事業の分野において協業を推進してまいりました。昨今においてはエネルギー価格高騰、トラックドライバーの慢性的な人手不足、働き方改革関連法の施行等に伴って、人件費、外注費の上昇などの課題が顕在化しております。また、国内人口の減少、産業構造の変化などの影響を受け、国内総貨物量は減容することが予想され、特別積合せ運送事業の市場についても、総貨物量の大幅な増加は期待できない状況にあります。

このような環境下において、昨今の経営環境変化に対する各種課題の解決とサービスレベルの向上を図るために、特別積合せ運送事業の推進と発展に向けて相互に協力を図ることといたしました。

③企業結合日

2025 年 1 月 1 日

④企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社、日本通運株式会社を吸収分割会社とする吸収分割

⑤企業結合後企業の名称

名鉄N X 運輸株式会社

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式を対価として、日本通運株式会社の特別積合せ運送事業を承継することによるものです。

(2) 財務諸表に含まれている被取得事業の業績期間

2025 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

(3) 取得する事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式	6,000 百万円
-------	-------------------	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

取得関連費用	鑑定費用他	6 百万円
--------	-------	-------

(5) 発生する負ののれんの金額、発生原因

①発生した負ののれんの金額

23 百万円

②発生原因

企業結合時の被取得事業の時価純資産額が、被取得事業の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

当事業年度において一括償却いたしております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	—
固定資産	6,023 百万円
資産合計	6,023 百万円
流動負債	—
固定負債	—
負債合計	—

2. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった企業

NXトランスポート株式会社

②企業結合日

2025 年 1 月 1 日

③企業結合の法的方式

当社を存続会社、NXトランスポート株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

④結合後の企業の名称

名鉄NX運輸株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理します。

(重要な後発事象に関する注記)

(MUマネジメント株式会社との合併)

2025 年 4 月 1 日をもって 100%出資の子会社であるMUマネジメント株式会社を吸収合併いたしました。

1. 合併の目的

2017 年の事業開始以降、同社は当社を含む名鉄運輸グループの不動産管理事業を中心に事業展開してきたものの、今後独立した不動産管理会社として外部に展開できるまでの実力を獲得することは期待できないため、これまで培ったノウハウを含めて当社に統合することで、経営の合理化を図りたい。

2. 被合併会社概要

名称	MUマネジメント株式会社
事業の内容	土地建物管理業
売上高	420 百万円 (2025 年 3 月期)

3. 合併の日程

取締役会決議日	2025 年 2 月 6 日
合併契約締結日	2025 年 2 月 6 日
合併効力発生日	2025 年 4 月 1 日

4. 合併の方式

当社を合併存続会社とし、MUマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

5. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理します。